

令和2年 第5回農業委員会議事録

令和2年5月25日午前10時00分に第5回農業委員会を市役所3階大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 奥 山 良 春	2 番 長 澤 隆 士	3 番 齋 藤 吉 勝
4 番 笹 原 哲	5 番 尾 崎 正 義	6 番 伊 勢 村 孝 之
7 番 本 間 俊 悦	8 番 星 川 礼 子	9 番 菅 野 郁 夫
10 番 鈴 木 敬 次 郎	11 番 鈴 木 勲	12 番 大 崎 清 孝
13 番 武 田 春 信	14 番 後 藤 一 彦	15 番 近 藤 小 兵 衛
16 番 小 関 金 也	17 番 鈴 木 藤 光	18 番 西 塚 喜 行
19 番 星 川 敬 夫		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

13番(武田春信) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|------------------------|
| 報第 8号 | 農地法第18条の規定による解約通知について |
| 報第 9号 | 農地法第4条第1項第8号該当確認願について |
| 議第13号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第14号 | 別段面積の例外の区域指定の申請について |
| 議第15号 | 非農地証明について |
| 議第16号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第17号 | 尾花沢市農用地利用集積計画の一部取消について |
| 議第18号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和 2 年 第 5 回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和 2 年第 5 回通常総会を 5 月 2 5 日（月）市役所大会議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（岸事務局長）

おはようございます。開会に先立ちまして、「農業委員会憲章」を尾崎職務代理者に合わせて朗読するところですが、前回に引き続き、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発声は控えていただき、憲章を各自ご確認くださいませようお願いいたします。

（岸事務局長）

1 3 番武田春信委員より欠席する旨の連絡がありました。只今の出席委員は 1 8 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（菅野会長）

皆さん、おはようございます。皆さんには田植え等でたいへんお疲れのところ、この総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

コロナウイルスも東京の方では間もなく緊急事態宣言が解除になるということで、山形県の場合は既に解除されておりますけれども、自粛も緩和されるのではないかなと思っております。7 月までコロナウイルスが続けば、すいかの販売も本当にどうなるかなというような思いがしておりましたけども、何とか今月いっぱい解除の方向に向いているようですので、一安心だなと思っております。

田植えの方も 5 割以上進んでおりますけれども、先週は気温の低い日が続いて、今年の天気は本当に異常だなという気がしておりましたけれども、これから気温の方も徐々に上がって、すいかの方も伸びて、皆さんの体にプレッシャーがかかるのではないかなと思っておりますので、どうか農作業の際には、体には十分注意して働いていただきまして挨拶といたします。

(岸事務局長)

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、これより令和2年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めてまいります。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番 齋藤吉勝 委員、4番 笹原哲 委員のお二方を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります、この際、事務局長をもって報告をいただきます。事務局長。

(岸事務局長)

命により私の方から事務処理報告をさせていただきます。総会の次第書裏面をご覧ください。農業委員会事務処理報告でございます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、始めに報第8号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、報第8号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。

議案書1ページをご覧ください。案件は12件であり、全て貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1～4、8、9は、別人へ貸借予定、No.5は中間管理機構へ貸借、No.6、10は未定、No.7は後継者に贈与で今月3条申請がなされております。No.11は別人へ売買、No.12は中間管理機構において別人へ貸借予定です。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑もないようですので、終結いたします。

これより報第8号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第9号「農地法第4条第1項第8号該当確認願について」を上程いたします。今回の現地調査班は、第3班であります。第3班現地調査主任、近藤小兵衛委員の報告を求めます。近藤委員。

(調査主任 15番 近藤小兵衛委員報告)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議長)

質疑もないようですので、終結いたします。

これより報第9号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。次に、議第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。小林主事。

(事務局 小林主事)

議第13号「農地法第3条の規定による許可申請」は8から10ページです。所有権移転についてご説明いたします。案件は8件です。

No.1、6の渡人は労力不足のため、No.7の渡人は相手方の要望のため、No.8の渡人は他市町村へ転出のため、受人はそれぞれ経営規模拡大のための所有権移転です。No.2、3の渡人・受人は自作地相互交換のため、No.4の渡人はその他贈与、受人は贈与受け、No.5の渡人・受人は同一世帯内で後継者へ一括贈与の所有権移転です。

No.1からNo.8は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

続いて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。10ページをご覧ください。案件

は3件です。No.1の貸し人は農業廃止のため、No.2、3の貸人は相手方の要望のため、借り人はすべて経営規模拡大のための貸借です。

No.1からNo.3は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります。慎重なる審議を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありました。ご質疑ありませんか。鈴木藤光委員。

(17番 鈴木藤光委員)

17番鈴木です。貸借設定の中で、解除条件付貸借がありますけれども、解除条件とはどのようなものでしょうか。

(議長)

暫時休憩します。

休憩 10:18

再開 10:20

(議長)

再開いたします。事務局。

(事務局 伊藤主事)

貸借人ですが、農地所有適格法人ということで、要件の方は満たしているところになるんですが、農業収入のところはまだ3年間の実績、所謂農業所得が全体の収入の過半を超えるというところをまだ確認できていないので、今回も解除条件付きの貸借というものをしております。

(議長)

鈴木委員よろしいですか。後藤委員。

(1 4 番 後藤委員)

1 4 番後藤です。以前から、農地所有適格法人というのが職業の欄に出てきていますが、農地所有適格法人になるための条件というのがあると思うんですけども、その辺何点か教えてください。

(議 長)

暫時休憩します。

休憩 10 : 21

再開 10 : 22

(議 長)

再開いたします。伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

農地所有適格法人の要件としては何点かあるんですが、まず、農事組合法人、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社のいずれかであること。2つ目が法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であること。その法人の総議決権または総社員の過半が農地の権利提供者、農業の常時従事者、基幹的な農業を委託した個人、地方公共団体、農協、農地中間管理機構である必要があります。また、その法人の役員の要件としても、理事等の過半は農業に常時従事する構成員であること等の要件がございます。その農地所有適格法人の要件が簡単にまとめられている資料がございますので、用意いたします。

(議 長)

後藤委員よろしいですか。他にございませんか。小関委員。

(1 6 番 小関委員)

1 6 番小関です。認定農業者になっているようですが、社長が認定農業者になっているんでしょうか、誰が認定農業者になっているのか、教えてください。

(議 長)

伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

株式会社サクセストレードということで、企業、会社というのが認定農業者になっております。

(議 長)

小関委員よろしいですか。他にございませんか。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第14号「別段面積の例外の区域指定の申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。小林主事。

(事務局 小林主事)

議第14号「別段面積の例外の区域指定の申請について」ご説明いたします。

議案書11ページをご覧ください。案件は1件です。

No.1は農地に隣接する宅地に居住しようとしている者が農地購入を可能とするため、申請するものです。12、13ページをご覧ください。場所は二藤袋です。13ページの宅地と記載がある所に隣接した、白線の場所が該当農地になります。来月総会に農地法第3条所有権移転の申請がなされる予定です。

以上説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第15号「非農地証明について」を上程いたします。第4班現地調査主任、伊勢村孝之委員の報告を求めます。

(6番 伊勢村孝之委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。第3班現地調査主任、近藤小兵衛委員の報告を求めます。

(15番 近藤小兵衛委員 報告・説明)

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。奥山委員。

(1番 奥山良春委員)

1番奥山です。4番についてお訊ねします。今、調査主任からの説明がありましたように、これ平成27年ですか、農地改良届、要するに田んぼを畑にしたいというような届出がありまして、ちょうどその時私が現地調査班でもありました。そのときはいいでしょうということで許可を出したのですけども、その後わずかして宅地に変更したいというようなことで、事務局の方へ届け出があったそうです。折角このような農地改良というようなものの届け出をし、その活用が今一つというような状況で転用許可申請というのはまずいのではないかと話をし、事務局の方で一度保留したという経緯があったそうです。ですから、確認したかったのは、今も説明の中にありましたけれども、農地として畑として活用されておったかどうか、確認します。

(議長)

近藤委員。

(15番 近藤委員)

アスパラガスが確かに植えてありました。大きくなってはおりませんでしたけれども、転用の許可が出れば、そのアスパラガスを移動したい旨の話をしておりました。

(議 長)

奥山委員。

(1 番 奥山良春委員)

1 番奥山です。今報告のようにアスパラガスがあり、畑として活用されておったということであれば、今回は何も問題はないのではないのかなというふうに思われます。やはり田んぼを埋め戻し、畑だというようなことをし、短期間でもって宅地というようなことでは、農業委員会のいろんな審議というものが蔑ろにされるのではないかなという心配もあるのかなと思います。やはり畑としての活用をするのであれば、それなりの、ある程度一定期間畑として活用してもらわないと、我々の会議というものは一体何なのかというような考えもあるので、そこらへんはしっかりとこれからも見極めていかなければならないのかなと。今回は報告があったように問題はなさそうですので、これに関しては別に私の方からそれ以上のものを求めることはありません。それから、2 番、4 番は土地改良区の徳良池新堰の受益地であります。2 番に関しては、令和 2 年 2 月 1 8 日にすでにうちの方で議決書、許可申請を出しております。当該地は徳良池新堰地区の維持管理受益地であるが、農地転用もやむを得ないというふうな意見書を提出、許可を出しておりますので報告します。あと、今言った 4 番の件に関しては、うちの事務員のミスでありまして、未だ私のところに届いておりません。それでこの意見書の報告は私の方からできませんが、事務局の方には届いているそうですので、問題はないかと思えます。

(議 長)

他にありませんか。小関委員。

(1 6 番小関金也委員)

議長。暫時休憩願います。

(議 長)

暫時休憩します。

休憩 10 : 48

(議長)

再開いたします。他にご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第17号「尾花沢市農用地利用集積計画の一部取消しについて」を上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第17号尾花沢市農用地利用集積計画の一部取消しについて説明いたします。議案書49ページをご覧ください。案件は2件です。

No.1は、3月総会で審議され、令和2年3月26日に公告された案件で、公告後に土地の所在誤りが判明したため、No.2は、2月総会で審議され、令和2年2月26日に公告された案件で、受人を息子として再度契約するため、受人、渡人の両者から取消願が提出されました。両案件について、来月総会にて農用地利用集積計画の申請がなされる予定です。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第18号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、3番齋藤吉勝委員の退席を求めます。

(3番齋藤委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第18号尾花沢市農用地利用集積計画について説明に入らせていただきます。議案書50ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。

今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が154a、所有権移転は242aになり、計画面積合計は397aとなっております。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田のみで154a、所有権移転は田が196a、畑が46a、合計しますと田が350a、畑が46aになります。

続いて、対象人数になります。賃貸借権は、出し手2名、受け手1名、所有権移転は、出し手5名、受け手4名になります。合計しますと、出し手が7名、受け手が5名になります。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借権は、10年以上が2

件で154aとなっております。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価になります。賃貸借権は、田が現金で1万円から1万6千円、所有権移転は、田が5万円から16万8千円、畑が5万円から12万2千円となります。

それではページ移りまして、51ページからは個別状況になります。No.1、2ともに新規の利用権設定となり、52ページは所有権移転で5件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。3番齋藤吉勝委員の復席をお願いいたします。

(3番齋藤委員 復席)

(議長)

以上で今通常総会に附議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎

重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和2年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前11時13分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年5月25日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名員 _____

議事録署名員 _____